

社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会 会員規程

第1条 社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会は、会員に関し規定するため定款第32条に基づき、この規程を定める。

第2条 定款第32条の規定による会員は社会福祉に熱意を有し、本会の目的に賛同する次に掲げる者をいう。

- (1) 一般会員 町内に住所を有する世帯
- (2) 賛助会員 企業・団体・施設・個人等

第3条

- (1) 前条の(1)号に掲げる会費は、1口500円とする。
- (2) 前条の(2)号に掲げる会員の会費は、1口2,000円とする。

第4条 前条の会費は、その年度内に納入するものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。